

【臨時庁議記録】

- 1 日 時 令和4年3月18日（月）午後1時13分～午後1時27分
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「リバウンド警戒期間への対応について」審議します。

3月15日の庁議でまん延防止等重点措置の全面解除後の対応については決定していますが、東京都として同措置解除後にリバウンド警戒期間を設けることが決定しています。期間は3月22日から4月24日までとし、区域は都内全域となっています。実施内容としては、医療提供体制の維持、新型コロナワクチン接種の更なる加速及び徹底した感染リスクの回避となっています。基本的には市民サービスに影響はなく、職場の対応が主たるものになりますので、その部分について説明してください。

部 長 リバウンド警戒期間における職場の対応について、出勤抑制については、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として実施してきたものは、今後働き方改革に向けたものとして実施します。これまで各課において実施してきた分散勤務については実施せず、自席での執務とします。ただし、特別会議室のフリースペースや記者クラブの個別ブース等は引き続き積極的な活用をお願いします。また、土日を含めたローテーション勤務については、事務効率の向上等の成果が出るような場合は認めていきます。そのほか、3月末までは東京都とのテレワークオフィスの相互利用が可能となっていますので、引き続き活用をお願いします。

絶対退庁時間については、次世代育成支援行動計画で定められた午後8時30分に戻します。

会食については、利用する店舗はこれまでと同様に「感染防止徹底点検済証」を掲示している店舗のみとしますが、人数等については東京都のリバウンド警戒期間における取組と同様に、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内かつ滞在時間2時間以内とし、本条件を超える場合は、参加者への安全性を確認した上で実施することとします。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策及び体調管理については、変更はありません。

外出については、少人数での行動する部分に変更ありませんが、都道府県を跨ぐ移動の際は、三密の回避を含めた基本的な感染防止策の徹底をし、徹底が困難な場合及び発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるようお願いします。

公共交通機関利用者の自転車通勤については、終了とします。

最後に、濃厚接触者に該当した場合の待機期間については、厚生労働省より7日間から5日間に短縮する通知があり、待機4日目又は5日目に検査の結果が陰性であることを条件とし、短縮が可能となっていますので、濃厚接触者に該当した職員には、抗原検査キットを送付することで対応します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。検査キットについても、必要に応じて活用してください。

関連して他にありますか。

部長 公共施設の利用についてですが、公民館等のフリースペースにおける飲食については、東京都のリバウンド警戒期間における取組では、飲食店に利用を2時間以内とするよう要請すること等を踏まえ、短時間の利用を呼び掛けるほか、図書館においては飲食を伴いませんが、長時間の利用を控えるよう呼び掛けを行いたいと思います。

市長 特に意見等なければ、対応を決定します。

他にありますか。

部長 3月17日に発生した地震についてです。市内公共施設の被害状況について、地震の影響による被害はありませんでした。

市長 地震の影響による被害はありませんでしたが、今回の点検により判明した修繕が必要な箇所については、今後調整の上、対応してください。

他になければ、以上で本日の臨時庁議を終了します。